

土木設計業務等における電子納品実施要領

平成29年4月1日
山口県土木建築部

1 目的

この要領は、土木建築部が発注する土木設計業務等における電子納品の実施に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

2 電子納品の対象業務

土木建築部が発注する工事（営繕を除く）に係る、設計、測量、地質調査の全業務委託を対象とする。ただし、電子納品に馴染まない業務（紙の図面を基にした設計や修正設計、パース図の作成等電子化が困難な業務、今後の利活用において電子化が必要ないと判断される業務等）は対象外とする。

3 電子納品協議

受注者は、業務着手時に、電子納品対象項目等の必要事項を記載した「着手時協議チェックシート」を提出し、監督職員と協議するものとする。

4 CAD図面の取扱い

電子納品する際のCAD図面のファイル形式はSXF（SFC）とする。

5 電子成果品の確認

受注者は、作成した電子成果品を電子媒体へ格納する前に、電子納品に関する要領・基準等に沿って作成されていることを確認するものとする。

また、受注者は、納品前に監督職員へ電子成果品を提出し、監督職員はこれを電子納品保管管理システムにより、エラーが無いかチェックを行うこと。

6 提出する媒体及び部数

提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rとし、提出部数は2部とする。

電子媒体は必ずウイルスチェックを行い、異常のないものを提出するものとする。

電子媒体には、工事名称や作成年月等必要事項を記載するものとする。

7 適用する手引き・要領・基準等

業務委託の電子納品を実施するにあたっては、以下の手引き・要領・基準を適用する。

(山口県技術管理課のホームページ「山口県のCALS/ECについて」サイト内に掲載された最新のものとする。)

1	電子納品に関する手引き 業務委託編	平成 29 年 3 月
2	土木設計業務等の電子納品要領	平成 29 年 3 月
3	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	平成 29 年 3 月
4	土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	平成 29 年 3 月
5	測量成果電子納品要領	平成 29 年 3 月
6	地質・土質調査成果電子納品要領・同解説	平成 29 年 3 月
7	デジタル写真管理情報基準	平成 29 年 3 月
8	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	平成 29 年 3 月
9	CAD製図基準	平成 29 年 3 月
10	CAD図面作成要領(案)(港湾局版)	平成 18 年 8 月
11	CAD製図基準 電気通信設備編	平成 29 年 3 月
12	CAD製図基準 機械設備工事編	平成 29 年 3 月

8 検査の方法

当面の間は、受注者が内部審査もしくは照査に用いた印刷物を使用して行うこととし、受注者はこれを1部発注者に提出のこと。なお、この場合の報告書形式、図面縮尺等は任意とするが、事前に受発注者が協議して決定するものとする。

9 適用年月日

平成 29 年 4 月 1 日以降指名通知または入札公告する業務から適用する。